

平成22年3月1日
号外第1号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

告 示

- 平成22年度前期技能検定（一級、二級、三級及び単一等級）の実施（100・雇用労働政策課）…………… 1
- 平成22年度技能検定（随時実施）の実施（101・雇用労働政策課）…………… 4

告 示

秋田県告示第100号

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、次のとおり平成22年度前期技能検定（一級、二級、三級及び単一等級）を実施するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。）第66条第3項の規定に基づき、公示する。

平成22年3月1日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 等級別実施職種（作業）

(1) 一級及び二級について実施する職種（作業）

造園（造園工事作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、数値制御ホブ盤作業及びマシニングセンタ作業）、放電加工（数値制御形彫り放電加工作業及びワイヤ放電加工作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（製缶作業及び構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業及びダクト板金作業）、めっき（電気めっき作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業）、ダイカスト（コールドチャンバダイカスト作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、産業車両整備（産業車両整備作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業及び木製建具機械加工作業）、印刷（オフセット印刷作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、石材施工（石張り作業及び石積み作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、築炉（築炉作業）、タイル張り（タイル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業及びFRP防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業及びボード仕上げ工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、化学分析（化学分析作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業及び金属塗装作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

(2) 三級について実施する職種（作業）

造園（造園工事作業）、金属熱処理（一般熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業及びマシニングセンタ作業）、仕上げ（機械組立仕上げ作業）、機械保全（機械系保全作業及び電気系保全作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）及び塗装（金属塗装作業）

(3) 単一等級について実施する職種（作業）

路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカール工事作業及び加熱ペイントマシンマーカール工事作業）

2 試験方法

等級別実施職種ごとに実技試験及び学科試験を行う。

3 試験の期日及び場所

(1) 実技試験

ア 期日

平成22年6月7日（月）から同年9月12日（日）までの間において、秋田県職業能力開発協会が指定する日。

イ 場所

秋田県職業能力開発協会から通知する。

ウ 問題の公表

実技試験の問題は、平成22年6月1日（火）に公表し、当該職種の受検者に秋田県職業能力開発協会から送付する。ただし、一部の職種については、公表しない。

(2) 学科試験

ア 期日

期 日	等級及び職種（作業）
平成22年 7月25日（日）	三級 造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業及びマシニングセンタ作業）、仕上げ（機械組立仕上げ作業）、機械保全（機械系保全作業及び電気系保全作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）及び塗装（金属塗装作業）
平成22年 8月22日（日）	(ア) 一級及び二級 造園（造園工事作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、産業車両整備（産業車両整備作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、とび（とび作業）、築炉（築炉作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業及びFRP防水工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、化学分析（化学分析作業）及び塗装（建築塗装作業及び金属塗装作業） (イ) 三級 金属熱処理（一般熱処理作業）
平成22年 8月29日（日）	一級及び二級 機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、数値制御ホブ盤作業及びマシニングセンタ作業）、鉄工（製缶作業及び構造物鉄工作業）、めっき（電気めっき作業）、ダイカスト（コールドチャンバダイカスト作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業及び木製建具機械加工作業）、印刷（オフセット印刷作業）、左官（左官作業）、畳製作（畳製作作業）及び内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業及びボード仕上げ工事作業）
平成22年 9月5日（日）	(ア) 一級及び二級 放電加工（数値制御彫り放電加工作業及びワイヤ放電加工作業）、建築板金（内外装板金作業及びダクト板金作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業）、石材施工（石張り作業及び石積み作業）、タイル張り（タイル張り作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、表装（壁装作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業） (イ) 単一等級 路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカーク工作業及び加熱ペイントマシンマーカーク工作業）

イ 場所

秋田県職業能力開発協会から通知する。

4 受検資格

- (1) 一級
省令第64条の2の規定に該当する者
- (2) 二級
省令第64条の3の規定に該当する者
- (3) 三級
省令第64条の4の規定に該当する者
- (4) 単一等級
省令第64条の6の規定に該当する者

5 受検申請に必要な書類

- (1) 技能検定受検申請書
- (2) 実技試験又は学科試験の全部又は一部の免除を受けようとする場合は、その免除を受ける資格を有することを証する書面又はその写し
- 6 受検申請書用紙の交付
- (1) 期間及び時間
秋田県の休日を守る条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除き、平成22年3月1日（月）から同年4月16日（金）までの午前8時30分から午後5時まで。
- (2) 場所
秋田市向浜一丁目2番1号 秋田県職業能力開発協会
郵送で交付を求める場合は、封筒の表に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、140円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒（角形二号）を同封すること。
- 7 受検申請書の受付
- (1) 期間及び時間
県の休日を除き、平成22年4月5日（月）から同月16日（金）までの午前8時30分から午後5時まで。
郵送の場合は、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書きし、書留郵便によることとし、締切日までの消印があるものに限り受け付ける。
- (2) 場所
秋田市向浜一丁目2番1号 秋田県職業能力開発協会
- 8 受検手数料
- (1) 額
- ア 実技試験

等級及び検定職種	手 数 料	等級及び検定職種	手 数 料
一級、二級及び三級 造園	16,500円	金属熱処理	16,500円
機械加工	16,500円	放電加工	16,500円
金属プレス加工	16,500円	鉄工	16,500円
建築板金	16,500円	めっき	16,500円
仕上げ	16,500円	ダイカスト	16,500円
機械保全	16,500円	電子機器組立て	16,500円
産業車両整備	16,500円	建設機械整備	16,500円
家具製作	16,500円	建具製作	16,500円
印刷	16,500円	プラスチック成形	16,500円
石材施工	16,500円	とび	16,500円
左官	16,500円	築炉	16,500円
タイル張り	16,500円	畳製作	16,500円
防水施工	16,500円	内装仕上げ施工	16,500円
熱絶縁施工	16,500円	サッシ施工	16,500円
化学分析	16,500円	表装	16,500円
塗装	16,500円	フラワー装飾	16,500円
単一等級 路面標示施工	16,500円		

ただし、三級を受検する者であって、受検申請時に、検定職種に関する職業訓練を受講している者又は専門高校、高等専門学校、短期大学、大学若しくは厚生労働大臣が指定する各種学校若しくは専修学校における検定職種に関する学科に在学している者の三級受検手数料は、11,000円とする。

イ 学科試験 3,100円

(2) 納付方法

ア 技能検定受検申請書提出の際、納付すること。

イ 実技試験又は学科試験の免除を受ける場合は、当該試験に係る受検手数料の納付は要しない。

ウ 受検申請書を受理した後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合には、受検手数料は返還しない。

9 合格者の発表等

(1) 技能検定合格者発表

平成22年10月1日(金) (金属熱処理を除く三級の職種については、平成22年8月27日(金))に合格者の受検番号を秋田県庁正面公告板に掲示するとともに、合格者には書面で通知する。

(2) 一部合格者への通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、秋田県職業能力開発協会が書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

一級又は単一等級の合格者には厚生労働大臣名の、二級又は三級の合格者には知事名の合格証書が交付される。

このほか、厚生労働大臣から、一級合格者には一級技能士章、二級合格者には二級技能士章、三級合格者には三級技能士章、単一等級合格者には単一等級技能士章がそれぞれ交付される。

10 受検についての問い合わせ先

産業経済労働部雇用労働政策課(電話 018-860-2323)又は秋田県職業能力開発協会(電話 018-862-3510)

秋田県告示第101号

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第46条第2項の規定により、次のとおり平成22年度技能検定(随時実施)を実施するので、職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。)第66条第3項の規定に基づき、公示する。

平成22年3月1日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 随時実施(三級、基礎一級及び基礎二級)職種(作業)

さく井(パーカッション式さく井工事作業及びロータリー式さく井工事作業)、鑄造(鑄鉄鑄物鑄造作業、銅合金鑄物鑄造作業及び軽合金鑄物鑄造作業)、鍛造(ハンマ型鍛造作業及びプレス型鍛造作業)、機械加工(普通旋盤作業、旋盤作業及びフライス盤作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、鉄工(構造物鉄工作業)、建築板金(ダクト板金作業)、工場板金(機械板金作業)、めっき(電気めっき作業及び溶融亜鉛めっき作業)、アルミニウム陽極酸化処理(陽極酸化処理作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業)、機械検査(機械検査作業)、ダイカスト(ホットチャンバダイカスト作業及びコールドチャンバダイカスト作業)、機械保全(機械系保全作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業及び回転電機巻線製作作業)、プリント配線板製造(プリント配線板設計作業及びプリント配線板製造作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、染色(糸浸染作業及び織物・ニット浸染作業)、ニット製品製造(丸編みニット製造作業及び靴下製造作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服製造作業)、紳士服製造(紳士既製服製造作業)、寝具製作(寝具製作作業)、帆布製品製造(帆布製品製造作業)、布はく縫製(ワイシャツ製造作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、紙器・段ボール箱製造(印刷箱打抜き作業、印刷箱製箱作業、貼箱製造作業及び段ボール箱製造作業)、印刷(オフセット印刷作業)、製本(書籍製本作業、雑誌製本作業及び商業印刷物製本作業)、プラスチック成形(圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業及びブロー成形作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、石材施工(石材加工作業及び石張り作業)、パン製造(パン製造作業)、ハム・ソーセージ・ベーコン製造(ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業)、水産練り製品製造(かまぼこ製品製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、タイル張り(タイル張り作業)、配管(建築配管作業及びプラント配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業及びカーテン工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、ウェルポイント施工(ウェルポイント工事作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業及び噴霧塗装作業)及び工業包装(工業包装作業)

ただし、機械加工の普通旋盤作業は三級のみ、旋盤作業は基礎一級及び基礎二級のみ実施。紙器・段ボール箱製造の4作業は、基礎一級及び基礎二級のみ実施。

2 試験方法

等級別実施職種ごとに実技試験及び学科試験を行う。

3 試験の期日及び場所

(1) 実技試験

ア 期日

平成22年4月1日(木)から平成23年3月31日(木)までの間において、秋田県職業能力開発協会が指定する日。

イ 場所

秋田県職業能力開発協会から通知する。

ウ 問題の公表

実技試験の問題は、試験期日前に公表し、当該職種の受検者に秋田県職業能力開発協会から送付する。ただし、一部の職種については、公表しない。

(2) 学科試験

ア 期日

平成22年4月1日(木)から平成23年3月31日(木)までの間において、秋田県職業能力開発協会が指定する日。

イ 場所

秋田県職業能力開発協会から通知する。

4 受検資格

(1) 三級

省令第64条の4の規定に該当する者(当該職種に係る基礎一級又は基礎二級に合格した者に限る。)

(2) 基礎一級及び基礎二級

省令第64条の5の規定に該当する者

5 受検申請に必要な書類

(1) 技能検定受検申請書

(2) 実技試験又は学科試験の全部又は一部の免除を受けようとする場合は、その免除を受ける資格を有することを証する書面又はその写し

6 受検申請書用紙の交付

(1) 期間及び時間

秋田県の休日をも定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除き、午前8時30分から午後5時までの間で随時交付する。

(2) 場所

秋田市向浜一丁目2番1号 秋田県職業能力開発協会

郵送で交付を求める場合は、封筒の表に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、140円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒(角形二号)を同封すること。

7 受検申請書の受付

(1) 期間及び時間

県の休日を除き、原則、技能検定試験の受検を希望する時期の30日前までの午前8時30分から午後5時まで。郵送の場合は、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書きし、書留郵便によることとする。

(2) 場所

秋田市向浜一丁目2番1号 秋田県職業能力開発協会

8 受検手数料

(1) 額

ア 実技試験

等級及び検定職種	手 数 料	等級及び検定職種	手 数 料
三級、基礎一級及び基礎二級			
さく井	16,500円	鑄造	16,500円
鍛造	16,500円	機械加工	16,500円
金属プレス加工	16,500円	鉄工	16,500円
建築板金	16,500円	工場板金	16,500円
めっき	16,500円	アルミニウム陽極酸化処理	16,500円
仕上げ	16,500円	機械検査	13,700円
ダイカスト	16,500円	機械保全	16,500円
電子機器組立て	16,500円	電気機器組立て	16,500円
プリント配線板製造	16,500円	冷凍空気調和機器施工	16,500円
染色	16,500円	ニット製品製造	16,500円
婦人子供服製造	13,700円	紳士服製造	16,500円
寝具製作	16,500円	帆布製品製造	16,500円

布はく縫製	16,500円	家具製作	16,500円
建具製作	16,500円	紙器・段ボール箱製造	16,500円
印刷	16,500円	製本	16,500円
プラスチック成形	16,500円	強化プラスチック成形	16,500円
石材施工	16,500円	パン製造	16,500円
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	16,500円	水産練り製品製造	16,500円
建築大工	16,500円	かわらぶき	16,500円
とび	16,500円	左官	16,500円
タイル張り	16,500円	配管	16,500円
型枠施工	16,500円	鉄筋施工	16,500円
コンクリート圧送施工	16,500円	防水施工	16,500円
内装仕上げ施工	16,500円	熱絶縁施工	16,500円
サッシ施工	16,500円	ウエルポイント施工	16,500円
表装	16,500円	塗装	16,500円
工業包装	16,500円		

イ 学科試験 3,100円

(2) 納付方法

ア 技能検定受検申請書提出の際、納付すること。

イ 実技試験又は学科試験の免除を受ける場合は、当該試験に係る受検手数料の納付は要しない。

ウ 受検申請書を受理した後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合には、受検手数料は返還しない。

9 合格者への通知等

(1) 一部合格者への通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、秋田県職業能力開発協会が書面で通知する。

(2) 技能検定合格証書等の交付

合格者には知事名の合格証書が交付される。また、三級合格者には厚生労働大臣から三級技能士章が交付される。

10 受検についての問い合わせ先

産業経済労働部雇用労働政策課（電話 018-860-2323）又は秋田県職業能力開発協会（電話 018-862-3510）

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月 3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号